

蒲郡市固定資産税等過誤納金返還金支払要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土地及び家屋に対して課する固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）に係る過誤納金（地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の規定に基づき還付すべきものを除く。以下この要綱において同じ。）が生じた場合に、固定資産税等過誤納金返還金（以下「返還金」という。）を支払うことにより、納税者の不利益を補填し、税務行政に対する信頼の確保を図ることを目的とする。

(返還金支払対象者)

第2条 市長は、過誤納金が生じたときは、当該過誤納金の納税者に対し、返還金を支払う。

2 前項の場合において、相続があったときは、当該相続人に対し、返還金を支払う。

3 市長は、過誤納金が生じた納税者の虚偽その他の不正な手段により生じた場合等返還金を支払うことが前条の目的に合致しないと認められるときは、返還金を支払わないことができる。

(返還金の額等)

第3条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 過誤納金のうち本税相当額（以下「返還本税相当額」という。）

(2) 利息相当額

2 前項第1号の返還本税相当額は、固定資産課税台帳等によって算定するものとする。この場合において、返還本税相当額を算定する期間は、固定資産課税台帳等の保存年限である10年を限度とする。ただし、納税者又はその相続人から領収書その他の資料が提示され、又は市の調査等により、納付状況が確認できる場合は、法定還付分を含めて20年を限度とすることができる。

3 第1項第2号の利息相当額は、過誤納金の法定納期限の翌日から返還金の支出を決定した日までの期間の日数に応じ、返還本税相当額に民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率（各年度の賦課期日時点の率とする。）を乗じて算出した金額とする。

(返還金の通知)

第4条 市長は、返還金を支払うときは、その支払を受ける者にその額等を通知するものとする。

(返還金の支払)

第5条 市長は、前条の規定により通知したときは、速やかに返還金をその支払を受ける者に支払うものとする。

(施行細則)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱に基づく返還金の支払は、平成24年7月1日以降に新たに過誤納金が判明し、平成27年7月1日以降に返還金支払対象者から申出があったものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。